

自転車はマナーやルールを守って安全に運転しましょう

問い合わせ
都市整備部
道路・交通課

自転車は、日常生活に身近で誰でも気軽に利用でき、環境にもやさしい乗り物です。しかし、乗り方次第では非常に危険な乗り物となり、交通ルールの無視や無秩序に放置された自転車等、利用者のマナーの悪さが社会問題になっています。

自転車の運転にも罰則があります！

自転車は、法律で「軽車両」に定められ、自動車やバイクと同様に交通ルールの遵守・安全運転が求められています。

自転車利用者も、一定の義務を怠ると、罰則が適用される場合があります。

①左側通行の原則

自転車は、車道の左側通行が原則です。また、自転車通行可の歩道を走る場合は、歩行者を優先し、車道寄りを徐

行しながら走行しましょう。罰則 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

②一時停止の厳守

「止まれ」の標識がある交差点では、自転車も一時停止をする必要があります。必ず一時停止し、左右の安全を確認しましょう。罰則 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金・過失罰あり

③ライトの点灯

夜間走行する時はもちろんのこと、昼間でもトンネルや濃霧の中を走る場合は、ライトをつける必要があります。罰則 5万円以下の罰金・過失罰あり

④酒気帯び運転の禁止

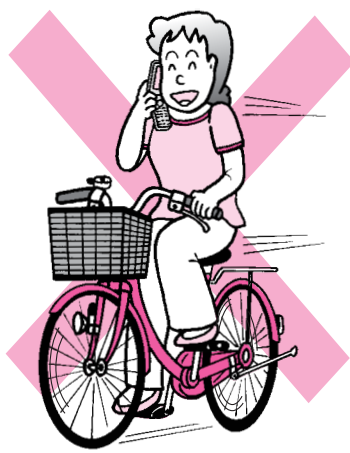
また、自転車には反射材を取り付け、夜間における自動車ドライバークの視認性を高めましょう。自転車も自動車やバイクと同様に、酒気を帯びて運転することが禁止されています。

平成20年度 学校給食調理業務 臨時職員の募集

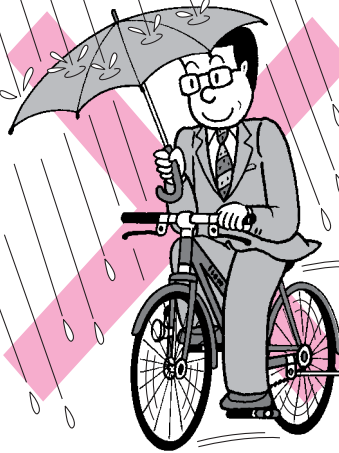
職種 給食調理員
募集人数 2名
応募資格 集団調理業務のできる60歳までの心身ともに健康な方
※登録の有効期間は平成21年3月末まで
勤務場所 市立萩山小学校

又は市立八坂小学校
勤務条件 週5日、午前8時15分～午後4時15分(休憩1時間を含む)
※学校休業中は勤務を要しません。
※採用結果は5月30日(金)に本人に直接通知します。
★申込み方法等詳細は問い合わせ先へ
総務部人事課

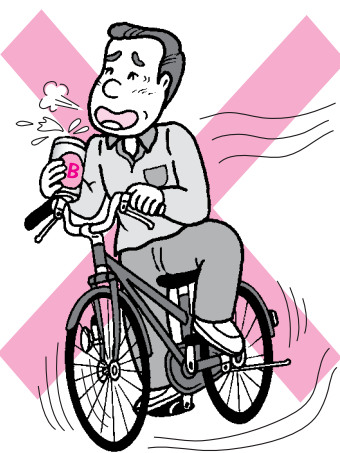
携帯電話を使用しながら乗ること



傘をさして乗ること



飲酒時や疲れが激しいときに乗ること



こんな乗り方はやめましょう

同様に、酒気を帯びて運転することが禁止されています。「飲んだら乗らない」乗るなら飲まない」ことを厳守しましょう。罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

⑤その他
以上の①～④は法律による義務・禁止事項の一例です。最近では、傘さし運転や携帯電話の使用による交通事故が増加しています。自転車に乗りながら、傘や携帯電話を使用することはやめましょう。また、児童・幼児が自転車に乗る場合にはヘルメットを着用させるよう、保護者の皆さんのご協力をお願いします。

放置自転車の撤去台数は6千500台以上

自転車は必ず駐輪場をご利用ください

市が平成19年度に撤去した放置自転車は6千500台以上で、処分台数は1千500台以上となっており、大きな問題となっています。

自転車の利用者一人ひとりが交通ルールとマナーを守り、思いやりのある安全な運転・利用を心がけましょう。

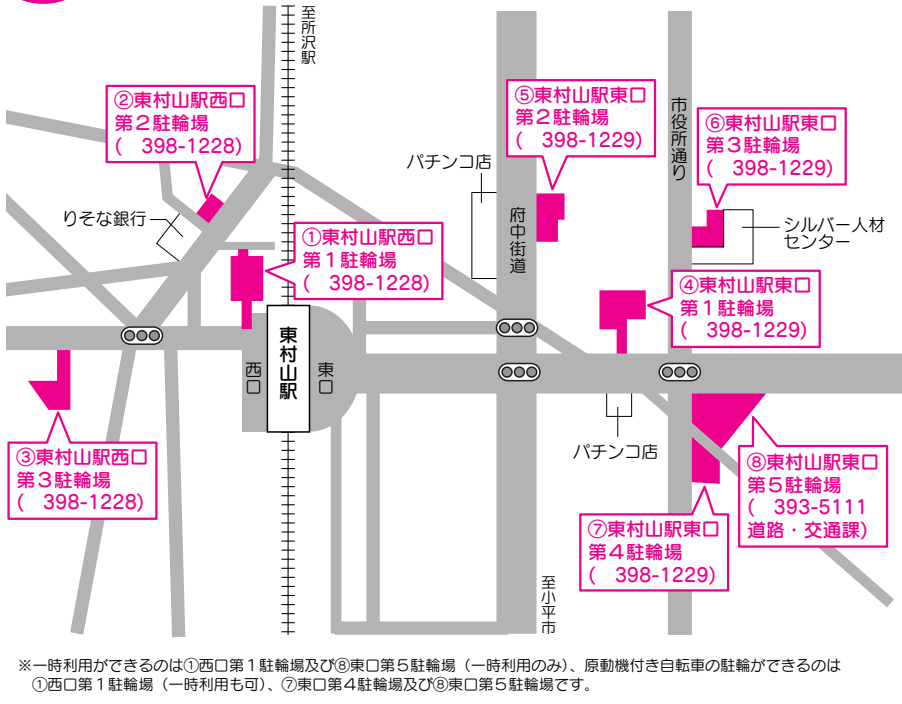
区分	定期利用(月)	一時利用
自転車	2,000円(※1,500円)	100円
原動機付き自転車	3,000円	150円

※=学生・心身障害者



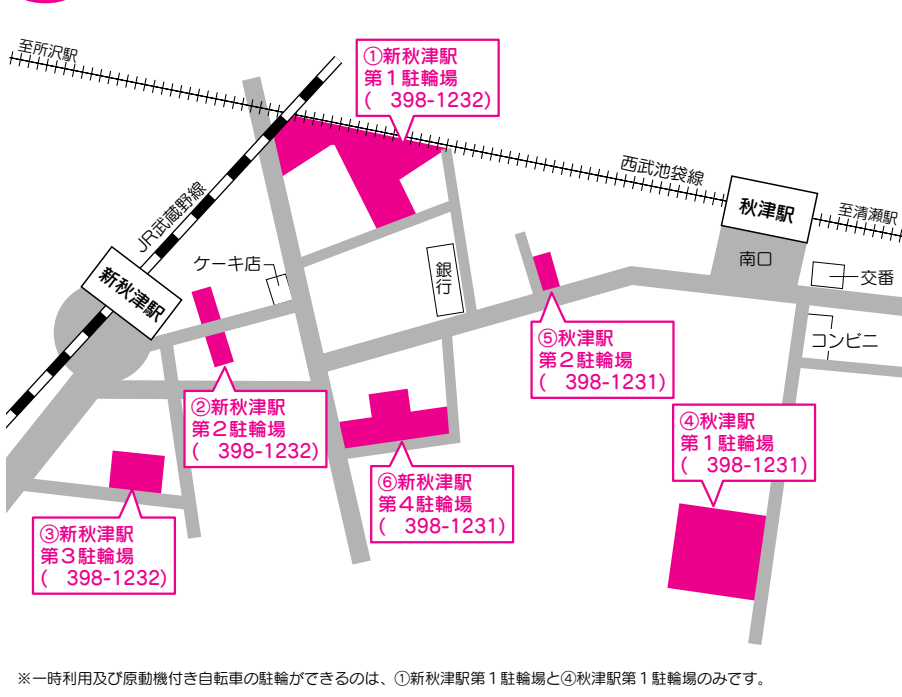
※各駐輪場の利用申込み方法等詳細は、お問い合わせください。
問い合わせ 都市整備部 道路・交通課

別図1 東村山駅周辺駐輪場



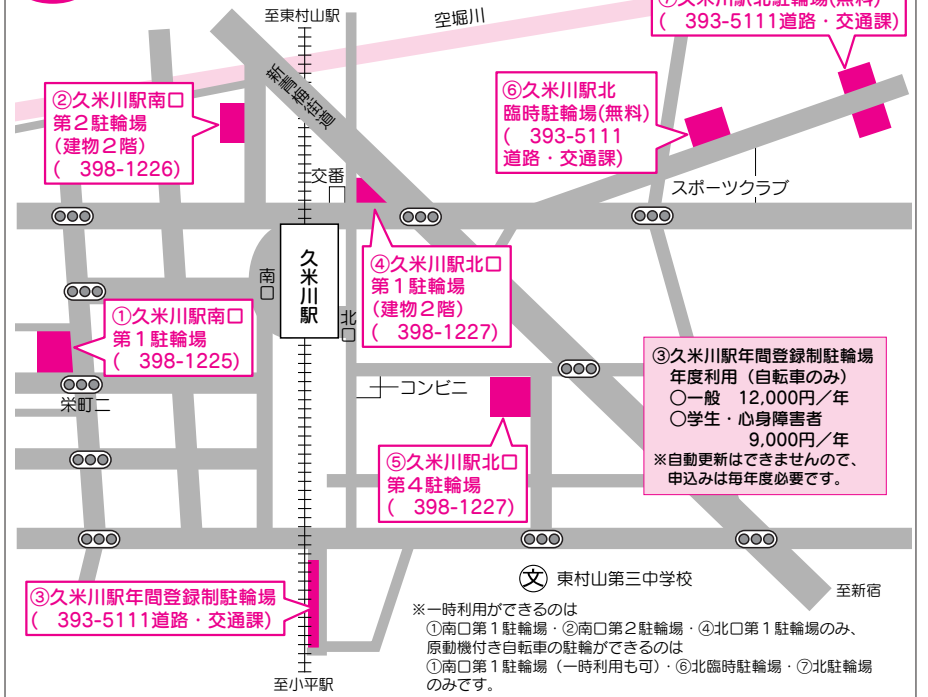
※一時利用ができるのは①西口第1駐輪場及び⑧東口第5駐輪場(一時利用のみ)、原動機付き自転車の駐輪ができるのは①西口第1駐輪場(一時利用も可)、⑦東口第4駐輪場及び⑧東口第5駐輪場です。

別図3 秋津駅・新秋津駅周辺駐輪場



※一時利用及び原動機付き自転車の駐輪ができるのは、①新秋津駅第1駐輪場と④秋津駅第1駐輪場のみです。

別図2 久米川駅周辺駐輪場



※一時利用ができるのは①南口第1駐輪場・②南口第2駐輪場・④北口第1駐輪場のみ、原動機付き自転車の駐輪ができるのは①南口第1駐輪場(一時利用も可)・⑥北臨時駐輪場・⑦北駐輪場のみです。